

# 平成31年度要介護等認定に関するお知らせ

## 1 主治医意見書予診票の活用について

主治医意見書は、適正な要介護認定にあたり、十分な記載内容及び迅速な作成が求められています。そのため、主治医が申請者の日常生活状況等を把握する参考資料としますので、要介護等認定申請の際は、予診票を主治医へ提出するよう勧めてください。

- (1) 予診票 別紙1 (A4両面印刷)
- (2) 配付方法
  - ①認定申請時に配付する(介護保険室窓口での配付及びケアマネジャーから案内)
  - ②医療機関受診時に配付する
  - ③ホームページに掲載

## 2 要介護等認定調査委託への協力のお願い

現在、更新申請及び区分変更申請に対する認定調査について、入所先の介護保険施設や近隣の居宅介護支援事業者へ委託をしています。今後の認定申請数の増加に伴い、認定調査委託の拡大を図るため、ぜひ、委託をお受けください。

- (1) 居宅介護支援事業者への委託  
居宅介護支援を受けている居宅介護支援事業者へも委託することができるが、ただし、担当の介護支援専門員以外の者が認定調査を実施すること。
- (2) 千葉市と委託契約を締結  
(委託料1件当たり) ①居宅介護支援事業者 4,752円 ②介護保険施設 2,376円  
※消費税率変更に伴い変更する予定
- (3) 認定調査ができる者は、市・県が実施する調査員新規研修を修了している、居宅介護支援事業者等に所属する介護支援専門員。

千葉市認定調査員新規研修(予定)

平成31年4月17日(水) 10時~16時半 申込制

### **3 介護サービスを受ける生活保護受給者の65歳到達時における 認定申請手続きのお願い**

生活保護受給者が40歳以上65歳未満の場合で医療保険未加入者であれば、介護サービスは生活保護の介護扶助を受けます（いわゆる「みなし2号被保険者」）。しかし65歳に到達するとみなし2号被保険者も介護保険の第1号被保険者になることから、改めて認定申請が必要となりますが、申請書の提出がされない事例が見受けられます。みなし2号被保険者と契約している場合、申請は65歳到達の60日前からできますので認定手続きもれのないようご注意ください。なお、この申請に基づく認定は、訪問調査等を経ることなく職権で行い、認定有効期間は6か月となります。